地域自主戦略交付金に関する検討報告書

平 成 2 4 年 7 月 中 核 市 市 長 会 一括交付金制度検討チーム

I. 検討チーム立ち上げの経緯

中核市市長会では、平成 23 年度から都道府県に、平成 24 年度から政令指定都市に導入された「地域自主戦略交付金」について、中核市への対象拡大の早期実現を主張してきた。

しかしながら、政令指定都市ほどの規模をもたない中核市では、事業量の年度間変動が相対的に大きいことにどのように対応していくのかを始めとした諸課題が指摘されているところである。

そこで、中核市に一括交付金を導入した場合に生じる諸課題について整理を行い、中核市の特性を踏まえた望ましい制度のあり方を調査研究し、国への提言活動につなげることを目的として、21市の参加を得て、平成24年2月に事務担当者レベルの「一括交付金制度検討チーム」を立ち上げた。

Ⅱ.検討の進め方

検討を進めるにあたっては、中核市の特性に応じた一括交付金制度をゼロベースで構築することも考えられたが、都道府県と政令指定都市を対象とした地域自主戦略交付金制度がすでに始まっており、制度の早期導入を目指す中核市としては、現行制度が中核市に拡大されるものとして、検討することとした。

次に、検討の論点としては、これまで全国知事会、全国市長会、指定都市市長会、中核市市長会等が行ってきた一括交付金に係る提言内容を参考に、次の3点を挙げ、この論点を踏まえ、調査研究を行った。

<検討の論点>

- 1. 一括交付金の総額・配分について
 - ⇒ 総額確保の「総額」をどう定義づけるか、年度間の事業量の変動への対応を どう考えるか、社会資本の整備状況への配慮をどう考えるか、一括交付金制 度移行時の経過措置はどうするのか
- 2. 制度のあり方について
 - ⇒ 地方の自由度を高め事務負担を少なくするためにはどのような改善が必要 と考えるか、予算編成に支障を来たさない制度とするためにはどのような改 善が必要と考えるか
- 3. 一括交付金の対象について
 - ⇒ 対象となる投資に係る補助金等の拡大は必要か、経常に係る補助金等への対応をどう考えるか

これら3つの論点のうち、「3.一括交付金の対象について」は、経常補助金の取扱い等都道府県や政令指定都市でも未解決の内容を含んでいることから、現段階では、投資的補助金を中心とする「1.一括交付金の総額・配分について」及び「2.制度のあり方について」を対象に絞って調査研究することとした。

また、検討体制としては、内容が多岐にわたること及び21市と多くの参加を得たことから、限られた検討期間において効率的に検討を行うために、各論点についてグループに分かれて検討することとし、「1. 一括交付金の総額・配分について」は第1グループが、「2. 制度のあり方について」は第2グループが担当することとした。

各グループの調査研究結果は以下のとおりである。

※ 一括交付金制度検討チームでは、平成24年4月6日及び5月10日付けの地域自主戦略交付金に係る各市への 照会により、回答のあったデータ等を基に、調査研究を行った結果を報告するものである。

調査研究結果については、当該データ等を基に分析するとともに、平成24年6月28日付け「中核市における 地域自主戦略交付金(一括交付金)の調査状況報告ならびに意見聴取について」並びに平成24年6月15日及び 6月29日付け「一括交付金制度のあり方について」により、各市から回答されたアンケート内容を踏まえ、とり まとめた。

Ⅲ. 第1グループ調査研究結果

各論点に対する「課題解決に向けた提案」について、各市の意見・対応方針は多様であり、多数の意見に沿ってとりまとめたが、出来るかぎり少数意見も列挙した。アンケート調査に際して示した原案以外の、各市から出された新たな提案については番号を四角囲みで表記し、当該意見数も表示した。(複数回答式)

1 一括交付金の総額確保について

(1) 現状及び課題

地域自主戦略交付金の措置状況

単位:億円

年 度	対 象	要望額	予算措置額	増減額	措置率
23 年度	都道府県	5, 447	5, 120	▲ 3 2 7	9 4 %
24 年度	指定都市	1,666	1, 239	▲ 427	74.4%

- ① 都道府県、政令指定都市の地域自主戦略交付金交付限度額は、国費要望額を 下回っており、地方が必要とする総額が確保されていない。
- ② 政令指定都市の要望額に対する交付限度額は、6割から9割となっている。

資料1参照

- ③ 団体によっては、継続事業に支障を来たす恐れがある。
- ④ 都道府県や政令指定都市と比べて財政規模が小さい中核市においては、削減額 の影響がより大きくなる。

(2)課題解決に向けた提案

- ① 都道府県や政令指定都市に比べて財政規模が小さい中核市の特性を配慮し、各中核市の継続事業が円滑に実施できるよう、国に対して、総額確保を要望する。
- ② 総額の確保ができていない原因が一括交付金制度によるものか、国の予算措置自体によるものかを精査する必要がある。(20 市中 2 市)
- ③ 内閣府が各自治体に対して事業見込額調査を実施する時期が1月となっており、 このスケジュールでは国の予算の範囲内で交付額を調整されるため、事業見込額調 査を早期に行い、概算要求に反映させる。(20 市中1市)

2 年度間変動及び団体間偏在性について

(1) 現状及び課題

- ① 中核市全体の国費ベースで最大 187 億円 (115.5%) の年度間変動 (24 年度対 25 年度) があり、団体及び対象事業によっては増減率が更に大きい。また、中核市における一括交付金(試算)の対前年度平均増減率 (24~28 年度平均) は、90%~150%と増減に幅がある。 **資料2、3、4参照**
- ② 中核市は、都道府県や政令指定都市に比べ、普通建設事業費(国庫補助)の増減率が大きいことから、年度間変動による影響が大きい。 **資料5参照**
- ③ 政令指定都市と同様の1号算定計算式では、前年度の社会資本整備総合交付金 実績額の1.3倍が上限額とされており、この上限額を上回る事業を計画した場合、 事業費に見合った交付金が確保できず、年度間変動に対応できない。
- ④ 将来的に、全額が客観的指標に基づく2号算定となった場合、事業費に見合った必要な国費が確保できない年度や、反対に、交付金額が事業費に見合う国費の額を上回る年度が生じることとなり、この場合は不用額となるため、いずれにしても現行の補助制度に比べ、措置率が減少する可能性がある。

(2)課題解決に向けた提案

- ① 年度間調整のため、基金への積立てや年度間調整ができる仕組みの制度化について、国に対して要望する。
- ② 交付金制度の性格上、基金への積立てや年度間流用はなじまないと考える。2号 算定への早期移行や年間事業量の平準化により対応すべき。(20 市中 1 市)
- ③ 政令指定都市の地域自主戦略交付金計算式のうち、24 年度社会資本整備総合交

付金は23年度実績額×1.3を上限としているが、中核市においては、変動幅が大きいため、上限を引き上げる。

- ④ 翌年度見込み額や前年度実績額のみで算定する方式から複数年度の平均により 算定する方式も検討してはどうか。(20 市中 1 市)
- ⑤ 年度間変動の大きい事業を対象から除くことや、変動の少ない事業を対象事業 に追加することにより、変動幅を圧縮(平準化)する。ただし、大型事業を対象 外とした場合は、事業量が小規模となり、一括交付金の主旨から離れたものとな る可能性がある。
- ⑥ 当該年度における入札差金を他のメニューへ充当する。(現行制度にあり)

3 全額客観的指標(2号算定)となった場合の対応について

(1) 現状及び課題

- ① 都道府県や政令指定都市において、平成 24 年度の交付限度額全額が客観的指標による 2 号算定となった場合の試算額とを比較すると、交付限度額が減少する団体が、都道府県では約6割、政令指定都市では約4割あり(別枠算定の北海道、沖縄県、札幌市は除く)、中核市においても、同様な状況となった場合、投資的経費の財政運営に、支障をきたす恐れがある。資料6参照
- ② 都道府県及び政令指定都市の配分割合の平成 24 年度実績は、都道府県全体では、1号算定が8割、2号算定が2割で、政令指定都市全体では、それぞれ9割と1割であるが、個別の団体でみると、1号算定と2号算定の割合は、全体のそれぞれの割合通りに配分されてはいない。この結果、全額客観的指標に移行した場合、団体間で有利不利が生じる。**資料6参照**
- ③ 客観的指標に基づく算定方法では、各団体における年度間変動に対応できないケースも想定されることから、各団体に必要な国費をどう確保するかが課題となる。

(2)課題解決に向けた提案

- ① 年度間の事業量の変動が大きい中核市においては、全額客観的指標による算定になった場合の影響が大きいことから、2号算定への完全移行への経過措置期間 (概ね3年)を延長し、1号算定の割合を高く維持する。
- 2 一方、国の裁量を排除し、恣意性のない配分を行うという一括交付金制度の主旨を踏まえると、将来の税源移譲を念頭に置いた上で、早期に全額を、2号算定による配分方法へ移行する。(20 市中6市)
- ③ 条件不利地域に配慮した制度設計など、客観的指標の見直しを行う必要がある。
- ④ 客観的指標に基づく算定は、交付額の予見性が高まるため、交付額に応じた財 政運営を行い、投資的経費の平準化を図る。

4 第1グループの検討のまとめ

- (1) 総額確保については、先行実施団体である都道府県や政令指定都市においては、 国の予算額の削減により、継続事業の実施すら支障を来している状況である。
 - このことは、国の投資的補助金自体が削減されたことによるものか、一括交付金化により削減されたものなのか精査する必要はあるが、現実に地域自主戦略交付金交付限度額は要望額を大幅に下回っており、中核市においても事業の継続実施のため、総額確保を求める必要があるとの点について異論はなかった。
- (2) 年度間変動については、基金への積立てや年度間調整ができる仕組みの制度化について、国に対して要望するとの意見が大半であった。特に、政令指定都市の地域自主戦略交付金計算式で社総金要望額が前年度社総金実績額の 1.3 を上限としており、中核市においては、政令指定都市に比べ年度間の事業量の変動幅が大きいため、上限を引き上げる意見が多かった。
- (3) 全額客観的指標となった場合の対応については、1号算定の割合を高く維持するとした団体がある一方、2号算定への移行を早期に求めるとした団体もあり、 意見が分かれた。

Ⅳ. 第2グループ調査研究結果

1 申請窓口の内閣府への一本化について

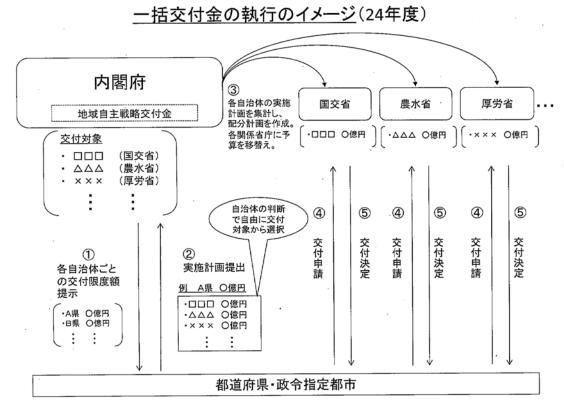
(1) 現状及び課題

地域主権戦略大綱(平成 22 年 6 月 22 日閣議決定)では、一括交付金の制度設計における地方の自由度拡大と国の関わりについての基本的考え方として、「地方の自由度を拡大するため、国の箇所付けの廃止など個別自治体への国の事前関与を縮小し事後チェックを重視する観点に立って、手続を抜本的に見直す。これにより、国・地方双方の事務の簡素化を図る。」ことが明記されている。

しかしながら、現行の地域自主戦略交付金制度では、まず制度要綱に基づき地方公 共団体から内閣府へ提出した事業実施計画に基づき内閣府から各関係省庁へ予算配分 が行われ、その後は各関係省庁がそれぞれ定める交付要綱に基づいて、地方公共団体 から各関係省庁に個別に交付申請等を行う必要がある。

これらの手続は、地域自主戦略交付金というひとつの交付金制度であるにもかかわらず、従前の補助金ごとに交付要綱が定められており、それぞれの交付要綱が申請から完了までに求める書類の種類や様式が共通化されていないなど、地方にとっては非

常に複雑で事務負担の大きいものとなっている。



(H24.1.16 地域主権改革に関する説明会資料より)

(2)課題解決に向けた提案

- ① 国・地方双方の事務の簡素化を図るため、交付要綱の統一化、事務処理の一元化等、制度の見直しを行う。
- ② 事業実施計画のみならず、交付申請から実績報告までの手続全般の国側の窓口を 内閣府に一本化する。

2 都道府県の関与について

(1) 現状及び課題

中核市の場合、従来の国庫支出金の例によれば地域自主戦略交付金についても都道 府県を介することとなる可能性があるが、現在でも都道府県ごとに補助事業に対する 指導内容や事務処理に要する期間、要綱の解釈などに差異があることから、都道府県 の関与により、地方の自由度が損なわれ、かえって事務が複雑化する懸念がある。

また、スケジュールの観点からも、都道府県が間に入ることによって、直接国とやり取りを行う都道府県や政令指定都市に比べ、書類の提出期限の前倒しによる中核市側の検討期間の圧縮や、国からの交付決定の後ろ倒しによる事業着手時期の遅れが懸

念されるところである。

(2)課題解決に向けた提案

都道府県を介さない場合は、特に社会資本整備総合交付金関係の事業について、一 括交付金化されなかった事業は都道府県を経由し、一括交付金化された事業は都道府 県を経由しないといった複雑な事態が想定される。

しかしながら、手続、スケジュールでのメリットを考慮すると、政令指定都市と同様に、都道府県を介することなく、直接国に申請できるようにすべきである。

※ ただし、社会資本整備総合交付金等において都道府県と一体の事業計画を策定している場合、中核市分の事業を同計画から分離する必要もあり、課題の解決には国及び都道府県の協力が必要である。

3 補助金適正化法の適用について

(1) 現状及び課題

地方公共団体が国から交付を受ける補助金等については、その予算執行や交付決定 の適正化を図ることを目的とした「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」 (昭和30年法律第179号。以下、「適正化法」という。)により、補助金等の交付の申 請及び決定に必要な手続、実績の報告、取得した財産の処分制限などの制約が課され ている。

地域自主戦略交付金についても適正化法の対象となっているが、地方の自由裁量を 拡大することを目的として導入されたことに照らすと、適正化法の対象外であること が望ましい。

一方で、適正化法の趣旨とこれまでの経緯から考えると、地域自主戦略交付金が一般財源ではない以上、ただちに適正化法の対象から外すことは困難と考えられる。

【参考】~適正化法の概要~

適正化法では、補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図るため、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項が規定されている。

対象となる「補助金等」とは、①補助金、②負担金、③利子補給金、④その他相当の反対給付を受けない給付金であって政令で定めるものであり、他の法律やこれに基づく命令に特別の定めのない限り、補助金等はこの法律の適用を受ける。

地域自主戦略交付金は補助金・負担金・利子補給金ではないが、「その他相当の反対給付を受けない給付金であって政令で定めるもの」として、適正化法の対象となっており、補

助金等の交付申請及び決定に必要な手続(交付申請・交付決定・交付条件の附加 等)、補助金等の遂行に係る事項(状況報告及び命令・実績報告・交付確定・財産処分制限 等) 等が規定されている。

(2)課題解決に向けた提案

税源移譲による一般財源化までの過渡的措置である地域自主戦略交付金制度においては、適正化法の枠組みの中で、可能な限り手続の簡素化を図る。

4 府省をまたぐ事業間流用について

(1) 現状及び課題

各府省をまたぐ事業間流用については、交付申請省庁への減額申請の後、事業実施計画の変更を内閣府の指定する時期(H24 年度は春と秋の2回のみ)に提出しなければならず、その時期及び回数に制限がある。

現行の地域自主戦略交付金制度では、10 月に事業実施計画の変更を行う必要があるが、各団体で事業費や事業進捗見込みが固まるのは年末以降であるため、地方の事業 実施の実態に応じたスケジュールとなっていない。

国において予算の移替えをするには、財務大臣の承認等、さまざまな手続を経る必要があることは理解しているが、地方の自由度拡大のためには、府省間流用に係る手続において、できるだけ時期・回数の制限を排除し、手続を簡略化することが望ましい。

【参考】~府省をまたぐ事業間流用に係る国の予算及び制度上の取扱い~

O 平成24年度予算

予算総則第15条

次の表の左欄及び中欄に掲げる所管及び組織のそれぞれの右欄の項に係る予算を使用する場合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができる。

所管	組織	項
内閣府	内閣本府	総合特区推進調整費、地域再生推進費、地域自
		主戦略推進費、(後略)

O 地域自主戦略交付金制度要綱

第7配分計画作成

1 内閣総理大臣は、地方公共団体から第5の規定に基づく事業実施計画並びに第6の1)

及び2)の規定に基づき変更した事業実施計画の提出を受けた場合には、当該<u>事業実施計</u> <u>画に記載された交付対象事業に要する経費について関係行政機関へ予算の移替えを行うた</u> <u>め</u>、交付担当大臣等と協議し、交付担当大臣等が交付の事務を行うこととなる交付金の総 額を明らかにして、配分計画を作成する。

2 (略)

第8 交付金予算額の移替え

内閣総理大臣は、第7により作成した配分計画に基づき、交付担当大臣等と連名で<u>財務大臣の承認を得て、配分計画に基づき、交付金の予算を関係行政機関へそれぞれ移し替える</u>ものとする。

(2)課題解決に向けた提案

① 少なくとも地方の最終補正予算の時期にあわせて2月の流用を可能にする。

例1:地方の補正予算にあわせた対応を可とする。(年4回)

例2:起債協議のタイミングにあわせた変更を可とする。(最終2月頃)

② 流用手続にかかる時間を短縮するため、減額と増額の同時申請を可能にする。

5 部分的に一括交付金化されている事業の自由度低下への対応について

(1) 現状及び課題

地域自主戦略交付金のうち、特に社会資本整備総合交付金について、部分的に地域 自主戦略交付金に移行したために事業間の流用ができなくなるなどかえって融通性が 阻害されている。

例1:地域自主戦略交付金の対象である道路事業と対象外である街路事業の間で、 相互流用ができない。

例2:下水道事業のうち、地域自主戦略交付金の対象である汚水事業と対象外である雨水事業の間で、相互流用ができない。

例3:住宅事業のうち、地域自主戦略交付金の対象外である改良住宅建設事業とその他対象事業の間で、相互流用ができない。

(2)課題解決に向けた提案

社会資本整備総合交付金のような、これまで同一計画内の事業間で相互流用が可能 であったものについては、これを分断することのないよう、補助金(交付金)単位で の再整理をする。

※ ただし、地域自主戦略交付金の適正な規模を確保すること及び年度間の事業量の

6 交付限度額の予見可能性について

(1) 現状及び課題

地域自主戦略交付金の1号算定に基づく交付限度額は、各団体の継続事業の見込額及び前年度の事業の実績額を基礎として算定され、継続事業分に対して一定の配慮がなされているが、算定式で使用される係数(算定式におけるa、α)は、各団体の継続事業の見込額及び事業の実績額の総額から算出されており、それらについては1月に内閣府から各団体に照会されている。

このため、予算編成時期に交付限度額を予測することが困難となり、結果として各団体の予算編成作業に支障をきたしている状況にある。

(2)課題解決に向けた提案

- ① 2号算定に基づく交付限度額は、各客観的指標の全体に占める割合をもとに算定され、その割合は年度間で大きく動くものではないことから、一定の条件のもとでの試算が可能となっており、予見可能性を高める観点から、2号算定の配分割合を拡大することが望ましい。
- ② 1号算定について、国において現在1月に実施されている事業費の照会時期を前倒しする。

V. 中核市への地域自主戦略交付金の導入について

一括交付金制度検討チーム 21 市を対象に行った地域自主戦略交付金の導入に関するアンケートにおいて、各市からの回答の結果は、「検討課題はあるが、平成 25 年度からの導入を目指す。」が 6 市 (30.0%)、「制度を十分に検証・研究した上で判断すべきで、導入年度にこだわらない。」が 13 市 (65.0%) となっており、検討課題を残したままでの 25 年度からの地域自主戦略交付金の導入については慎重な意見が多数となった。

	アンケート内容	市の数	割合%
A	検討課題はあるが、平成25年度からの導入を目指す。	6	30.0
В	制度を十分に検証・研究した上で判断すべきで、導入年度	1 3	65. 0
	にこだわらない。		
С	その他	1	5. 0

※ 一括交付金制度検討チーム 21 市のうち 20 市からの回答結果

また、先行実施団体である都道府県や政令指定都市の実施状況を調査した結果から、

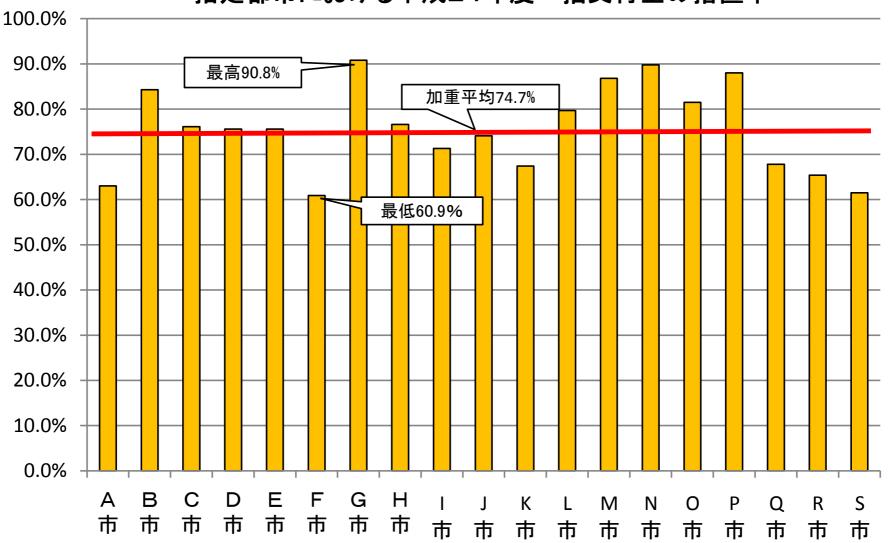
地域自主戦略交付金制度には、自由度が高まるなど評価できる点もある反面、年度間変動に対応することができず、事業の継続実施に支障が生じているなど、様々な課題が依然として残っていることが分かった。都道府県や政令指定都市に比べ、相対的に財政規模が小さい中核市にとって、事業費に見合った国費が確保できないことは、市政運営にも深刻な影響を与えるものと考えられる。

以上のことから、一括交付金制度検討チームとしては、チーム内の調査結果において も各市の意見は多様であり、一括交付金制度の導入を求めるに当たって、制度自体の問題や中核市の特性を要因とする課題及びその対応について、更に議論を重ねていく必要がある。

また、地域自主戦略交付金はあくまでも税源移譲されるまでの過渡的措置であることを踏まえ、制度導入後も継続して制度の改善を求めることで地方の更なる自由度の拡大を図り、税源移譲へと繋げていく必要があると考える。

資料1

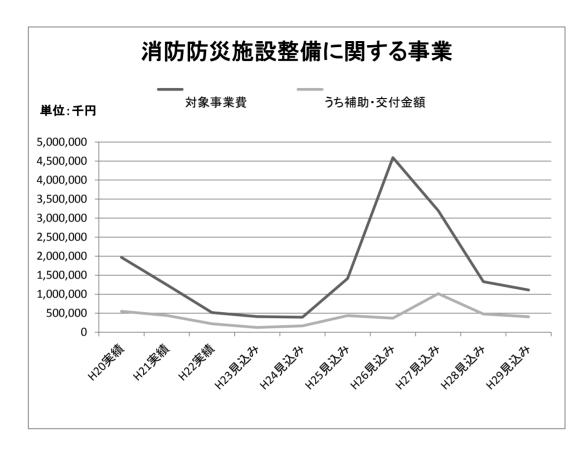
指定都市における平成24年度一括交付金の措置率

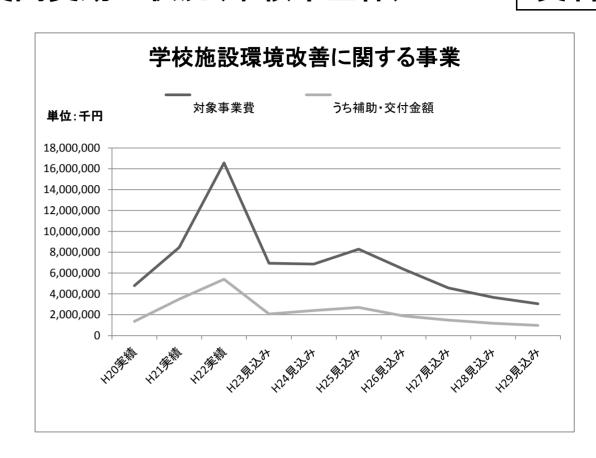


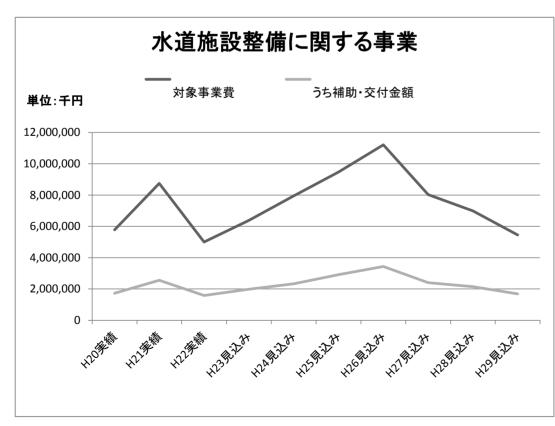
措置率=一括交付金限度額: 国費要望額(一括交付金の対象となる事業見込に対する国費所要額) ※札幌市は除く

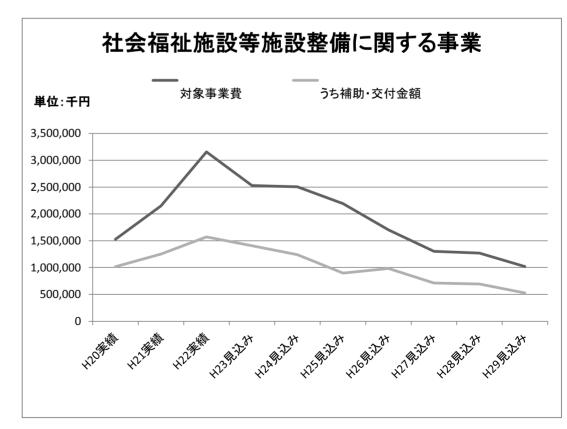
資料2

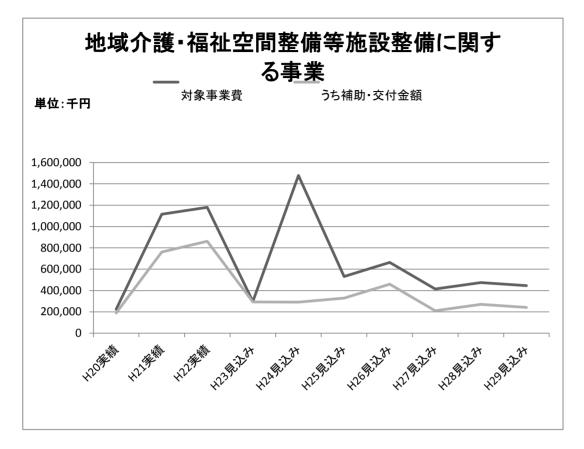
一括交付金対象事業費・国費の年度間変動の状況(中核市全体)

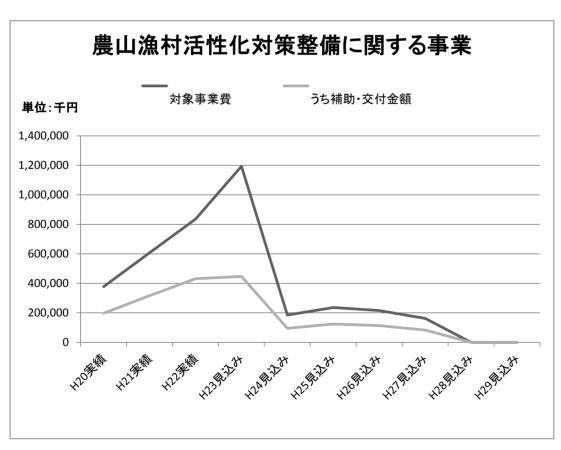


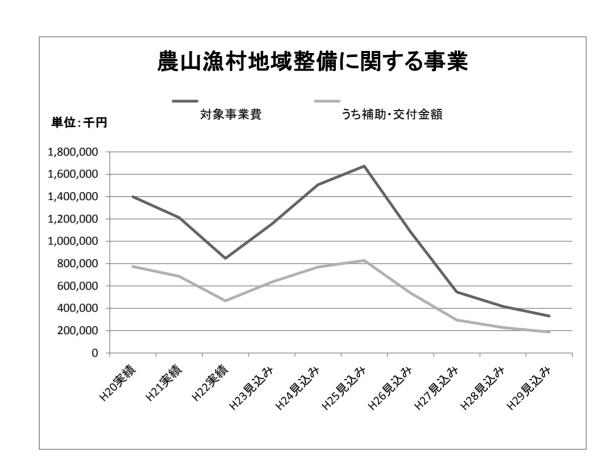


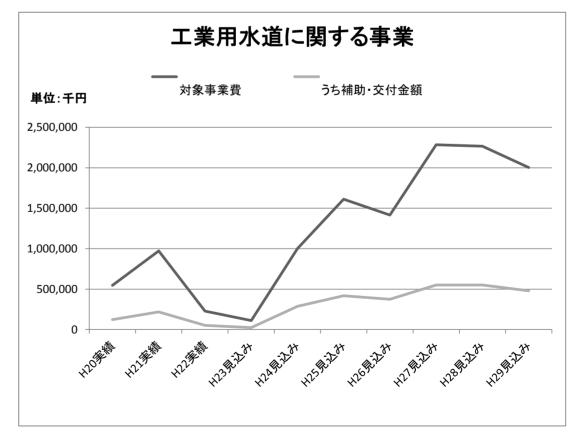


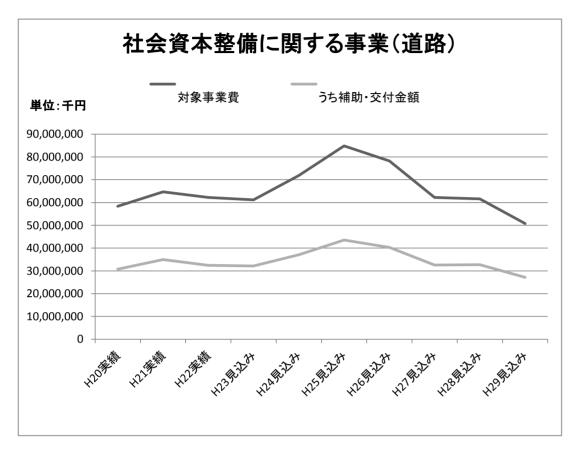


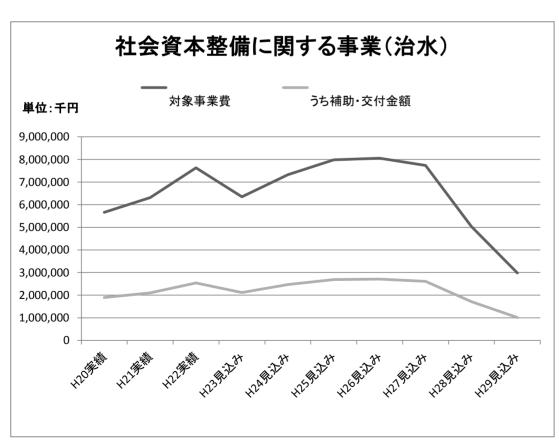


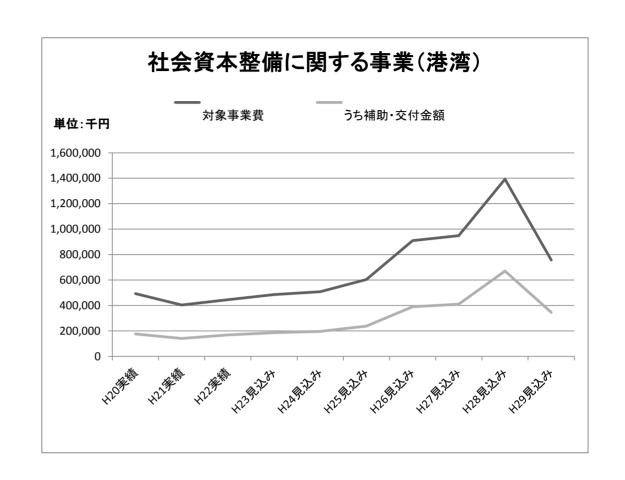


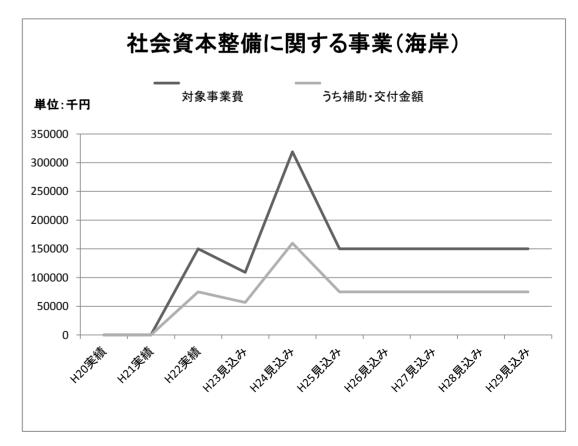


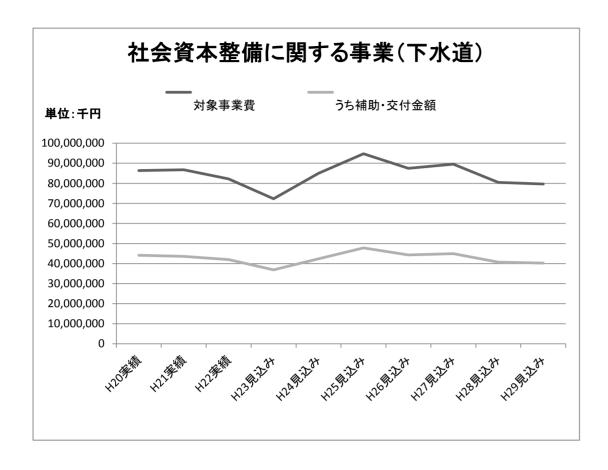


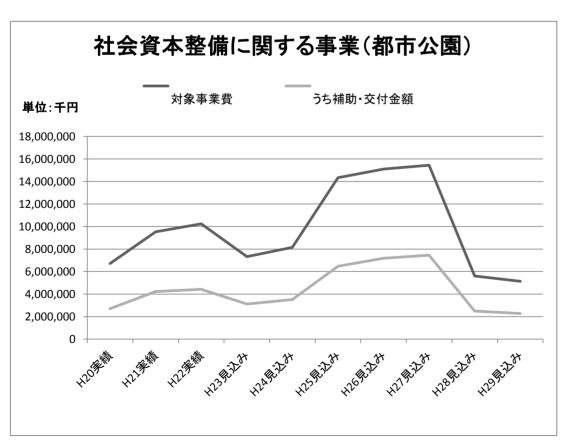


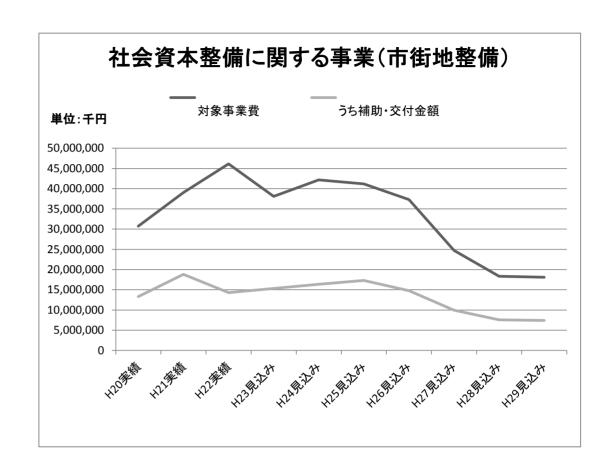


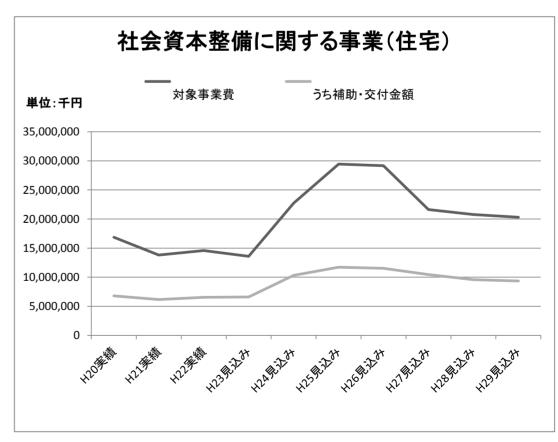


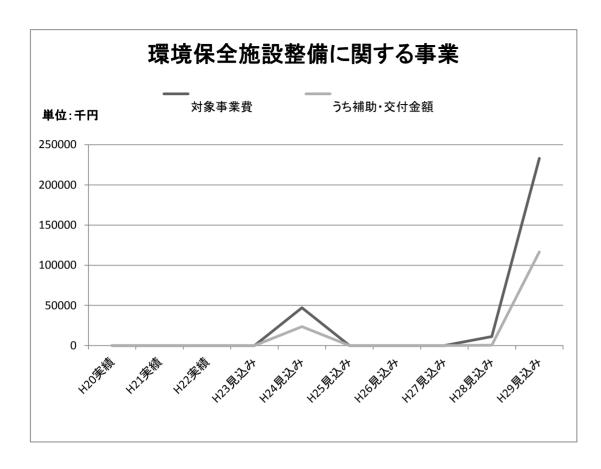


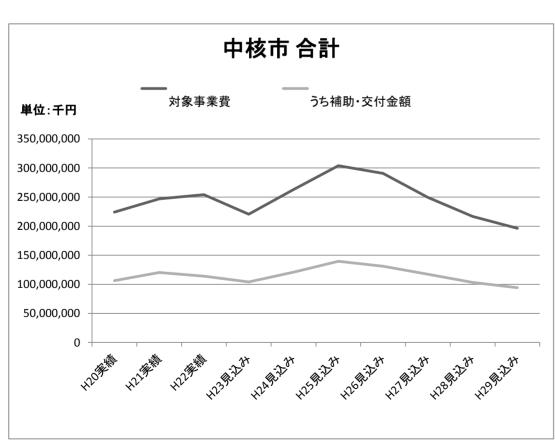


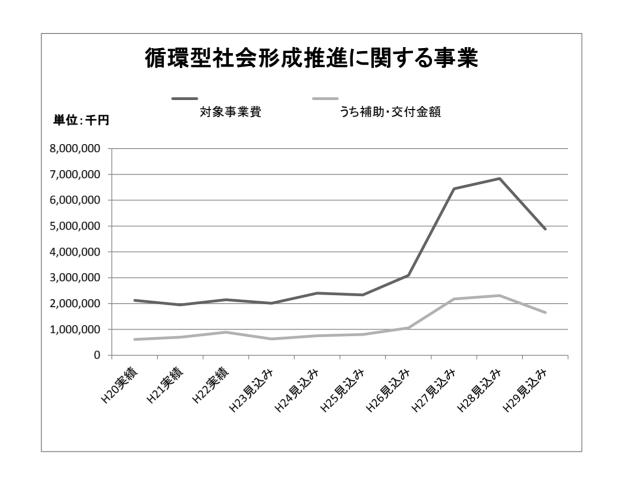












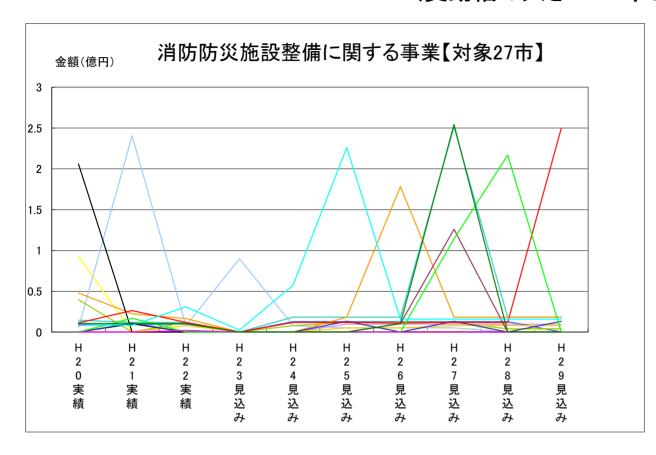
中核市一括交付金対象事業・国費の年度間変動額

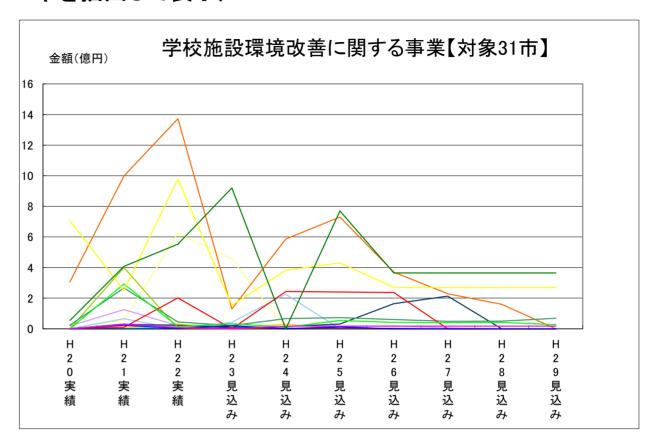
単位·億円

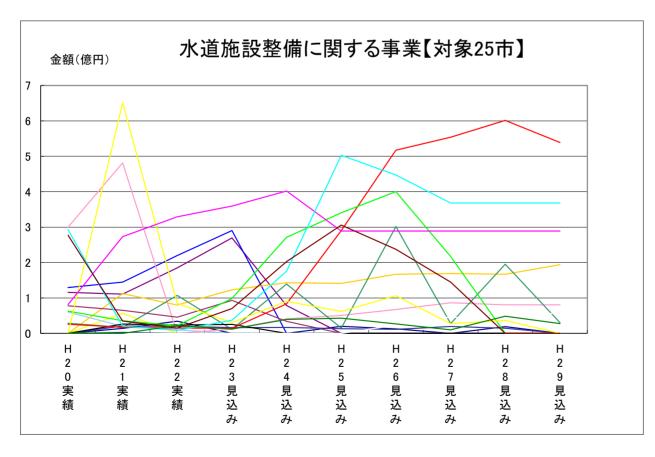
				単位: 個円
	対象事業費	国費	国費の対前年度 増減額	国費の対前年度 増減率
平成20年度実績	2,242	1,063		
平成21年度実績	2,471	1,205	142	113.3%
平成22年度実績	2,543	1,140	▲ 65	94.6%
平成23年度見込	2,206	1,041	▲ 99	91.3%
平成24年度見込	2,629	1,210	169	116.2%
平成25年度見込	3,039	1,397	187	115.5%
平成26年度見込	2,909	1,311	▲ 86	93.8%
平成27年度見込	2,493	1,173	▲ 138	89.5%
平成28年度見込	2,166	1,034	▲ 139	88.1%
平成29年度見込	1,964	941	▲ 93	91.1%

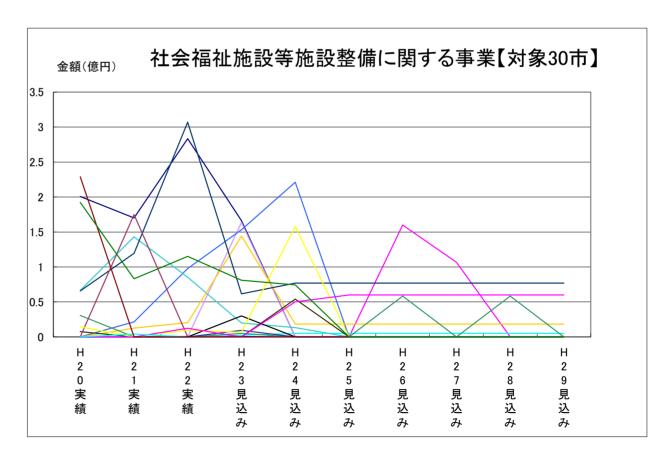
資料3

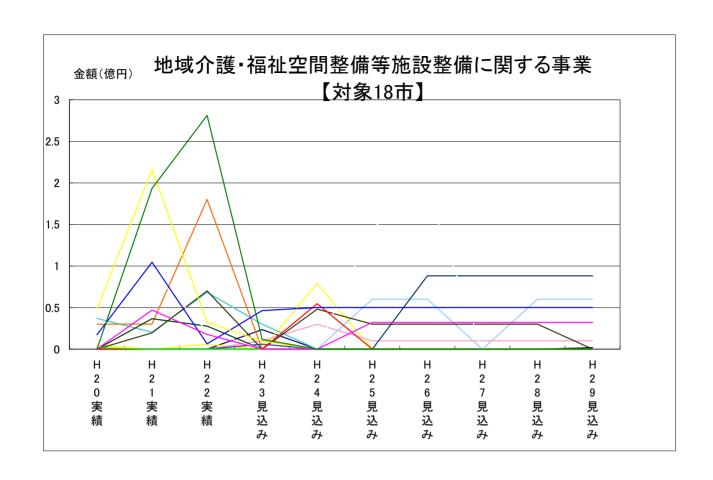
一括交付金対象事業国費の年度間変動および団体間偏在性の状況(中核市団体別) (変動幅の大きい10市と小さい10市を抽出して表示)

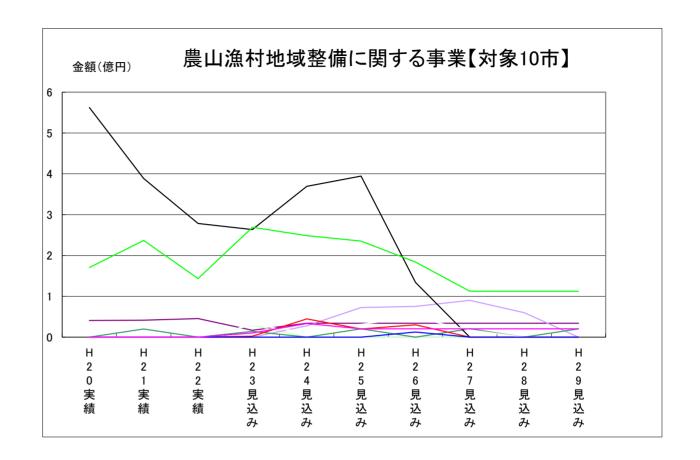


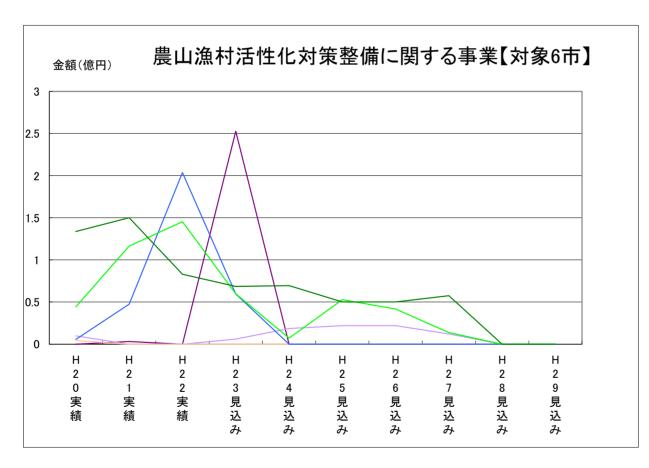


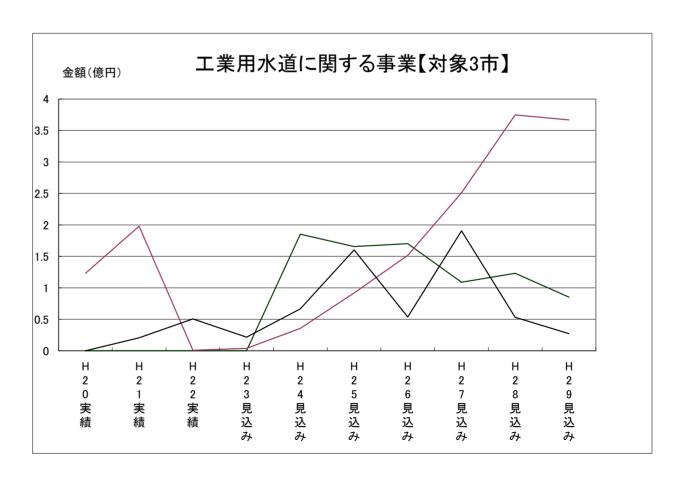


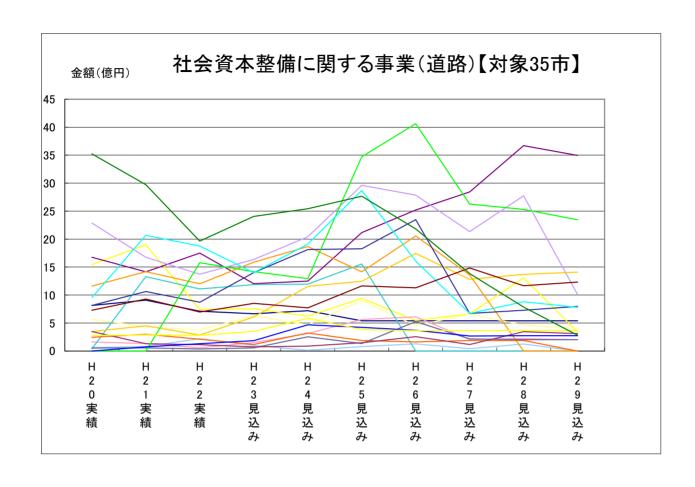


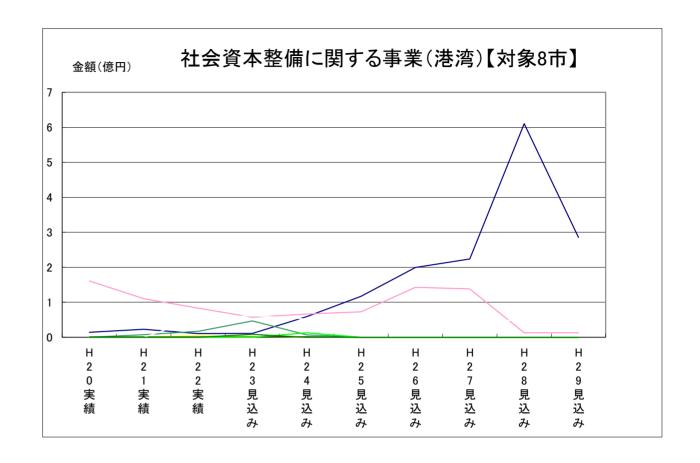


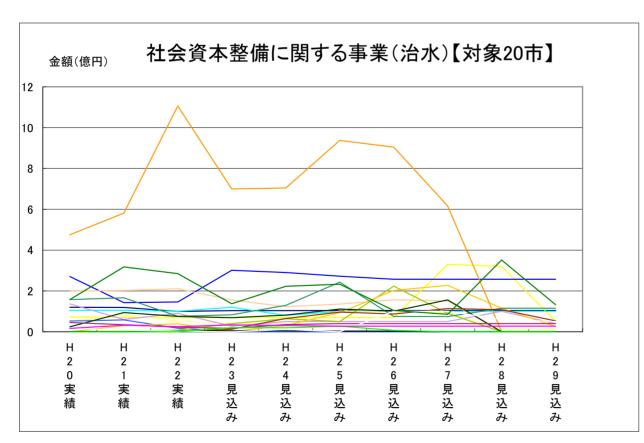


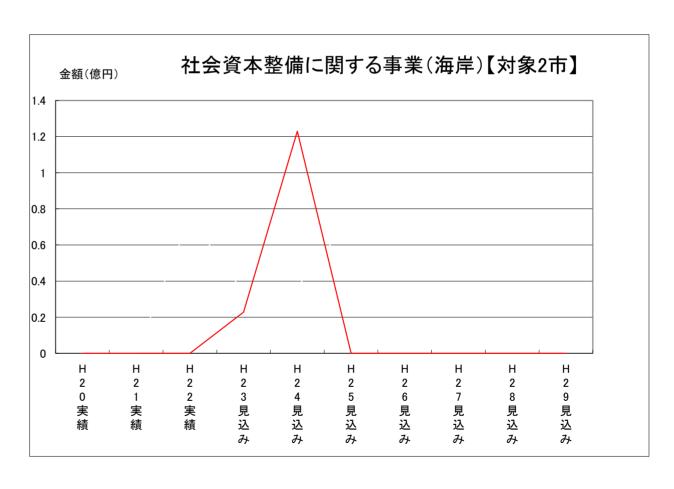


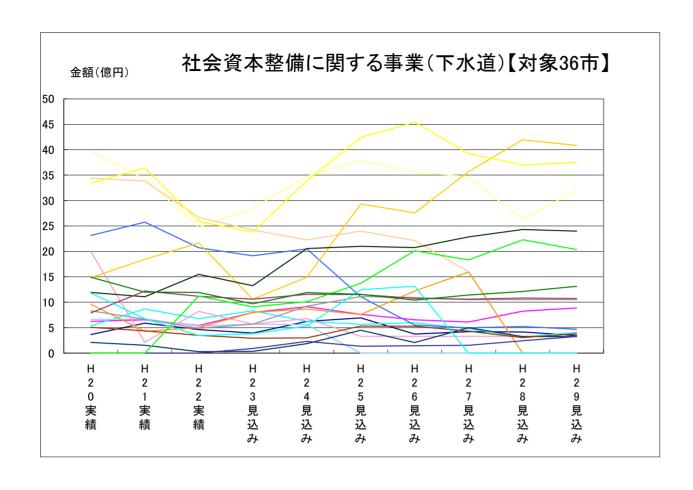


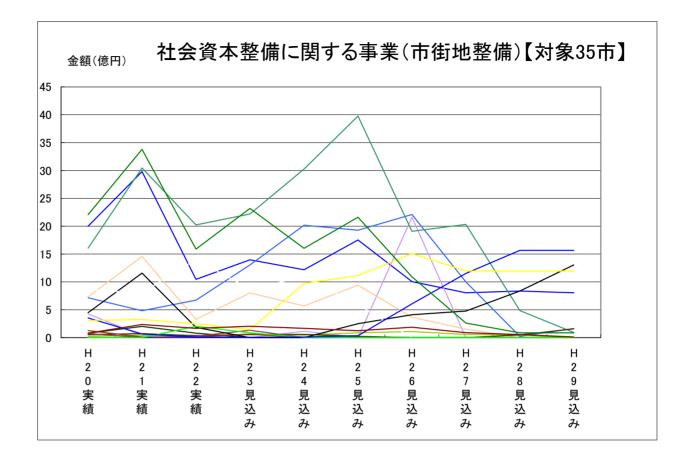


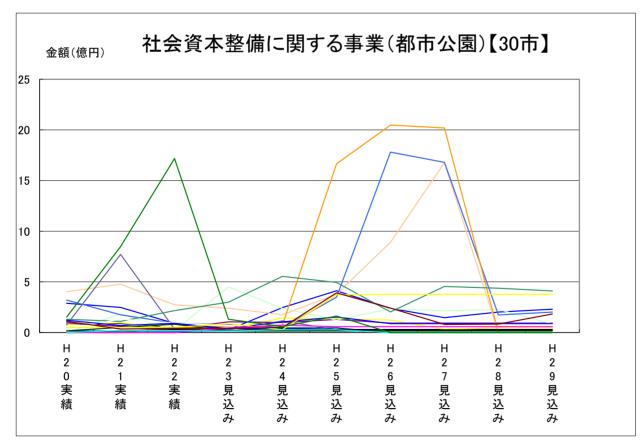


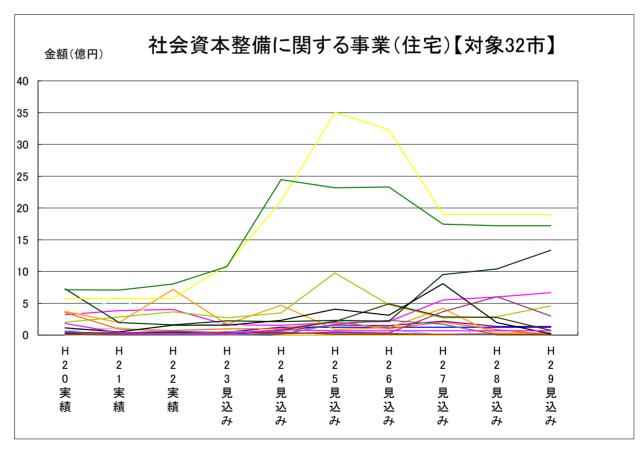


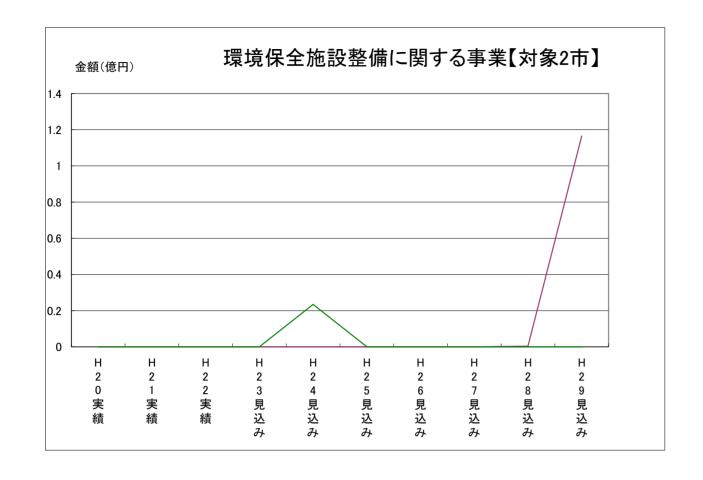


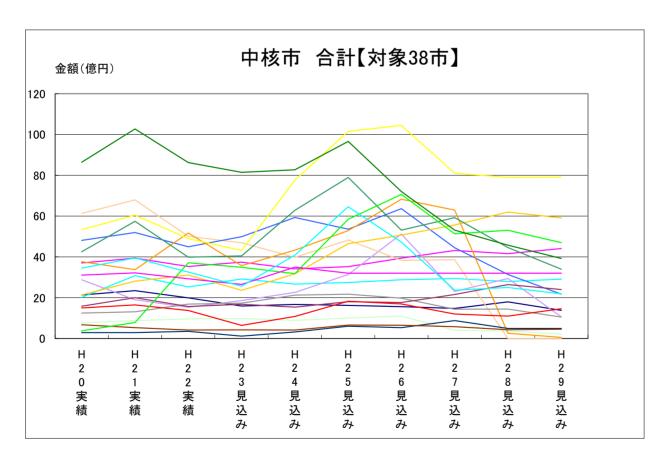


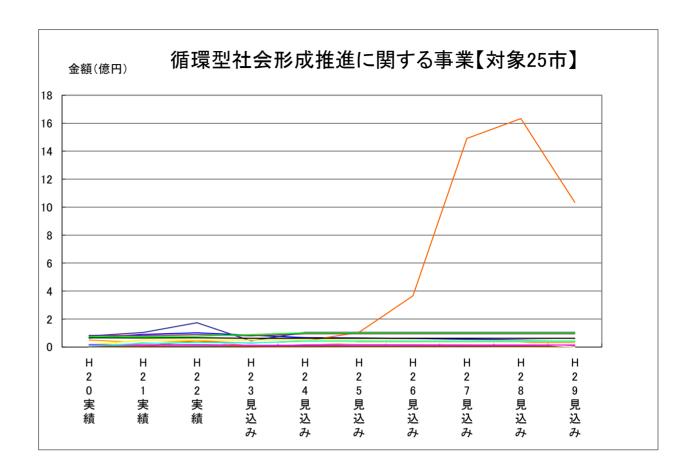












一括交付金対象事業国費の対前年度増減率の状況(平成21年度~平成29年度)

資料4

No 団体名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	24~28平均	9か年平均
1 函館市	110.1%	84.9%	79.8%	105.2%	97.3%	96.1%	94.1%	122.0%	77.0%	102.9%	96.3%
2 旭川市	106.4%	89.5%	106.1%	91.2%	103.2%	111.9%	109.4%	96.4%	106.1%	102.4%	102.2%
3 青森市	124.0%	58.9%	71.9%	135.6%	100.5%	74.3%	119.0%	136.2%	49.5%	113.1%	96.7%
4 盛岡市	153.0%	81.9%	115.4%	91.5%	103.0%	104.8%	102.2%	94.8%	104.2%	99.3%	105.6%
5 秋田市	99.0%	111.8%	106.1%	83.9%	154.0%	111.9%	110.8%	109.5%	99.7%	114.0%	109.6%
6 宇都宮市	120.8%	72.1%	90.4%	82.5%	143.0%	77.1%	90.6%	97.0%	105.5%	98.0%	97.7%
7 高崎市	175.3%	67.0%	115.0%	98.3%	151.1%	90.1%	45.5%	87.9%	75.5%	94.6%	100.6%
8 川越市	114.3%	109.9%	101.5%	91.2%	111.9%	109.2%	37.0%	90.8%	56.4%	88.0%	91.4%
9 船橋市	97.7%	85.1%	109.1%	101.6%	120.2%	94.0%	90.8%	80.1%	113.4%	97.3%	99.1%
10 柏市	194.3%	59.0%	120.6%	83.0%	47.4%	49.3%	16.3%	383.3%	32.5%	115.9%	109.5%
11 横須賀市	37.0%	105.9%	92.5%	133.5%	90.9%	108.6%	68.1%	86.1%	97.3%	97.4%	91.1%
12 富山市	66.0%	80.6%	121.2%	121.5%	138.9%	163.3%	45.0%	127.8%	36.0%	119.3%	100.0%
13 金沢市	110.9%	73.7%	93.7%	84.8%	121.2%	79.4%	100.8%			96.6%	94.9%
14 長野市	108.1%	86.6%	110.9%	118.9%	90.4%	118.7%	70.0%			99.5%	100.5%
15 岐阜市	188.9%	110.9%	86.4%	103.5%	104.4%	24.1%	267.6%	68.1%	85.9%	113.5%	115.5%
16 豊橋市	156.7%	151.1%	69.5%	116.3%	135.9%	64.0%	55.9%	108.2%	115.2%	96.1%	108.1%
17 岡崎市	131.8%	110.9%	75.7%	134.1%	146.8%	109.0%	109.7%	111.4%	95.3%	122.2%	113.9%
18 豊田市	89.6%	153.4%	69.1%	121.1%	122.3%	129.0%	92.2%			116.2%	111.0%
19 大津市	132.8%	122.2%	69.7%	164.5%	92.5%	69.5%	137.1%	105.4%	63.8%	113.8%	106.4%
20 豊中市	170.5%	47.8%	86.2%	213.5%	71.7%	164.8%	131.0%	90.5%	84.0%	134.3%	117.8%
21 高槻市	104.5%	129.0%	103.0%	122.7%	102.1%	91.1%	72.5%	100.6%	72.7%	97.8%	99.8%
22 東大阪市	99.7%	119.6%	33.0%	276.7%	188.9%	88.8%	163.8%	55.8%	100.0%	154.8%	125.1%
23 姫路市	135.0%	69.5%	101.6%	155.0%	125.6%	67.3%	111.5%	75.2%	76.3%	106.9%	101.9%
24 尼崎市	119.6%	101.6%	74.3%	154.4%	114.8%	88.3%	111.8%	102.4%	103.2%	114.3%	107.8%
25 西宮市	105.5%	127.9%	74.6%	179.4%	135.1%	115.7%	93.6%	104.1%	98.9%	125.6%	115.0%
26 奈良市	78.9%	77.3%	101.9%	99.4%	158.3%	98.4%	88.7%	75.1%	104.6%	104.0%	98.1%
27 和歌山市	126.3%	78.4%	106.7%	92.0%	117.0%	97.7%	122.3%	122.9%	90.8%	110.4%	106.0%
28 倉敷市	137.7%	88.4%	144.8%	137.6%	96.7%	124.6%	36.8%	113.6%	113.8%	101.9%	110.4%
29 福山市	123.8%	76.2%	86.5%	101.6%	158.8%	71.8%	117.9%	78.3%	96.6%	105.7%	101.3%
30 下関市	84.0%	104.1%	75.3%	107.3%	108.2%	86.9%	89.7%	94.3%	105.5%	97.3%	95.0%
31 高松市	109.8%	83.4%	46.9%	167.7%	169.1%	92.9%	70.6%	91.7%	133.1%	118.4%	107.2%
32 松山市	210.1%	473.4%	94.2%	90.8%	184.0%	120.9%	72.7%	103.4%	88.5%	114.4%	159.8%
33 高知市	73.0%	90.2%	64.2%	187.6%	104.0%	111.2%	116.8%	121.3%	101.0%	128.2%	107.7%
34 久留米市	113.3%	81.0%	88.1%	179.8%	130.9%	102.9%	77.6%	97.4%	100.2%	117.7%	107.9%
35 長崎市	103.6%	91.0%	90.6%	132.0%	91.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	104.7%	101.0%
36 大分市	114.5%	82.3%	78.8%	159.5%	158.0%	73.1%	50.2%	105.4%	87.6%	109.2%	101.0%
37 宮崎市	118.5%	85.8%	99.8%	92.9%	138.0%	102.4%	98.2%	84.8%	91.6%	103.3%	101.3%
38 鹿児島市	118.9%	83.9%	94.5%	101.5%	116.8%	74.6%	73.7%	86.1%	85.9%	90.5%	92.9%
中核市計	113.3%	94.6%	91.3%	116.2%	115.5% ため 対色が		89.5% E 配士 曲	88.1%	91.1%	100.6%	99.3%

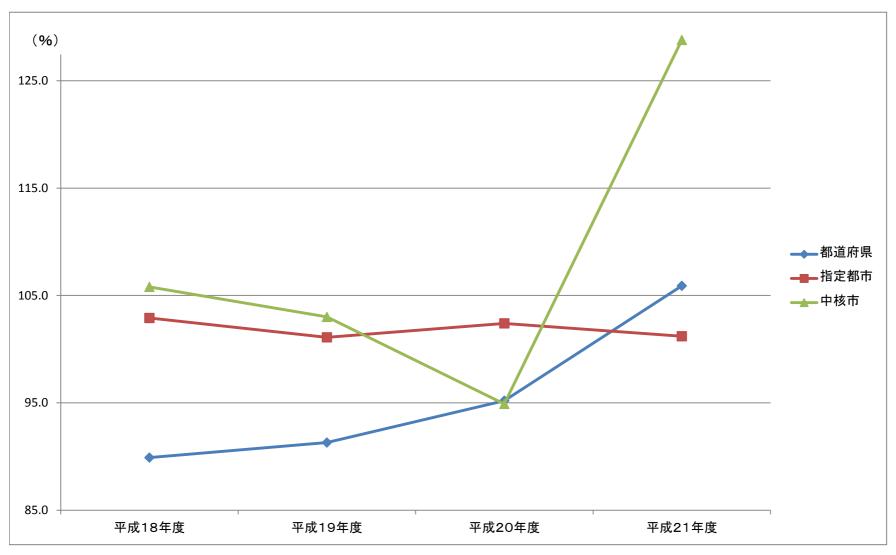
[※]いわき市, 郡山市, 前橋市については, 諸事情により算定不能のため, 対象外とした。金沢市, 長野市, 豊田市のH28, H29も対象外とした。

[※]対前年度増減率が2割以上の場合、着色表示している。

[※]当該年度で最大・最小増減率を四角で囲っている。

普通建設事業費(補助)の前年度増減率

資料5



※普通会計決算(地方財政状況調査H17~H21)による

一括交付金交付限度額と2号算定(客観的指標)の比較(平成24年度)

資料6

【指定都市】 ④>③の団体数11 ④<③の団体数8

単位:千円.%

	AC HIP I I	O POPIE	,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				平位.111, 70
No	団体名	1号算定 ①	2号算定 ②	交付限度額 ③(①+②)	全額2号算定 ④(②×10)	4-3	增減率 ④/③
1	札幌市	8,284,974	21,076	8,306,050			
2	仙台市	2,514,945	455,253	2,970,198	4,552,527	1,582,329	53.3
3	さいたま市	3,863,054	446,091	4,309,145	4,460,909	151,764	3.5
	千葉市	3,121,235	336,699	3,457,934	3,366,994	▲ 90,940	▲ 2.6
	横浜市	12,594,534	1,169,646	13,764,180	11,696,455	▲ 2,067,725	▲ 15.0
	川崎市	3,881,139	523,266	4,404,405	5,232,660	828,255	18.8
7	相模原市	1,227,008	234,855	1,461,863	2,348,553	886,690	60.7
	新潟市	5,943,373	585,152	6,528,525	5,851,522	▲ 677,003	▲ 10.4
	静岡市	3,571,231	293,230	3,864,461	2,932,298	▲ 932,163	▲ 24.1
10	浜松市	2,908,523	596,355	3,504,878	5,963,551	2,458,673	70.2
	名古屋市	9,222,028	1,036,595	10,258,623	10,365,952	107,329	1.0
	京都市	3,454,069	624,409	4,078,478	6,244,094	2,165,616	53.1
13	大阪市	12,784,635	1,143,129	13,927,764	11,431,285	▲ 2,496,479	▲ 17.9
14	堺市	3,912,285	368,085	4,280,370	3,680,850	▲ 599,520	▲ 14.0
15	神戸市	4,342,483	760,242	5,102,725	7,602,419	2,499,694	49.0
	岡山市	3,534,068	697,615	4,231,683	6,976,149	2,744,466	64.9
17	広島市	3,673,901	513,928	4,187,829	5,139,283	951,454	22.7
18	北九州市	7,923,150	613,044	8,536,194	6,130,435	▲ 2,405,759	▲ 28.2
	福岡市	9,893,048	618,699	10,511,747	6,186,993	▲ 4,324,754	▲ 41.1
20	熊本市	5,443,843	769,578	6,213,421	7,695,776	1,482,355	23.9
	合計	112,093,526	11,806,947	123,900,473	117,858,705	▲ 6,041,768	▲ 4.9

[※]札幌市は算出方法が異なるため除く。よって「④-③」の合計が合計列で不一致となる。

【都道府県】 ④>③の団体数19 ④<③の団体数26

単位:千円,%

【都	<u> </u>		数19 4/<3の				単位:千円,%
No	団体名	1号算定 ①	2号算定 ②	交付限度額 ③(1)+(2))	全額2号算定 ④(②×5)	4-3	増減率 ④/③
-	北海道	44,926,472			(4)((Z) × 3)		(4)/(3)
	<i>礼供坦</i> 青森県	10.316.288	185,566 2.152,085	45,112,038 12,468,373	10,760,425	▲ 1,707,948	▲ 13.7
		, ,					
	岩手県	9,240,542	2,415,723	11,656,265	12,078,615	422,350	
	宮城県	5,412,034	1,748,129	7,160,163	8,740,645	1,580,482	22.1
5	秋田県	7,147,355	2,249,799	9,397,154	11,248,995	1,851,841	19.7
6	山形県	7,596,593	1,939,348	9,535,941	9,696,740	160,799	
	福島県	8,386,974	2,867,529	11,254,503	14,337,645	3,083,142	
	茨城県	9,933,030		12,567,467	13,172,185	604,718	
	栃木県	7,945,358	1,948,569	9,893,927	9,742,845	▲ 151,082	
	群馬県	7,988,734	1,652,550	9,641,284	8,262,750	▲ 1,378,534	
11	埼玉県	6,917,596			11,170,920	2,019,140	
12	千葉県	8,905,332	2,255,312		11,276,560	115,916	
	東京都	33,165,838	4,375,933	37,541,771	21,879,665	▲ 15,662,106	
	神奈川県	6,002,248	1,614,509	7,616,757	8,072,545	455,788	6.0
	新潟県	17,321,974	3,007,083		15,035,415	▲ 5,293,642	
10	富山県	6,766,392	1,393,542	8,159,934	6,967,710	▲ 1,192,224	
	石川県	6,735,664	1,348,798	8,084,462	6,743,990	▲ 1,340,472	▲ 16.6
	福井県	6,198,781	1,287,660	7,486,441	6,438,300	▲ 1,048,141	▲ 14.0
	山梨県	8,342,689	1,287,550		6,437,750	▲ 3,192,489	
20	長野県	11,758,418	2,821,610	14,580,028	14,108,050	▲ 471,978	
21	岐阜県	6,725,815	1,864,899	8,590,714	9,324,495	733,781	8.5
22	静岡県	10,739,202	2,217,072	12,956,274	11,085,360	▲ 1,870,914	
	愛知県	14,693,380	3,421,342	18,114,722	17,106,710	▲ 1,008,012	
24	三重県	6,525,384	2,070,777	8,596,161	10,353,885	1,757,724	
25	滋賀県	4,697,772	1,367,662	6,065,434	6,838,310	772,876	
20	京都府 大阪府	5,455,715	1,351,290	6,807,005	6,756,450	▲ 50,555	▲ 0.7
		10,375,749			9,082,470	▲ 3,109,773	
28	<u>兵庫県</u> 奈良県	11,927,449	2,805,534	14,732,983	14,027,670	<u>▲ 705,313</u>	
		5,533,116	1,336,400	6,869,516	6,682,000	<u>▲ 187,516</u>	
	和歌山県 鳥取県	7,266,025 6.540,839	1,759,792 1,261,124	9,025,817 7,801,963	8,798,960 6,305,620	▲ 226,857 ▲ 1,496,343	
	島根県	, ,		12,729,709	9,599,820	▲ 1,496,343 ▲ 3,129,889	
	<u> </u>	10,809,745	1,919,964 1,827,948		9,599,820		
	<u>呵叫県</u> 広島県	7,211,518 6,520,856	2,457,683	9,039,466 8,978,539	12,288,415	100,274 3,309,876	
	山口県	7.127.773	2,457,683	9,306,581	10,894,040	1,587,459	
	徳島県		1,473,842		7.369.210	1,967,439	
	<u> </u>	3,927,680 3,739,673	1,473,842	5,401,522 4,967,756	7,369,210 6,140,415	1,967,688	
20	<u>資川県</u> 愛媛県	7,097,286	1,921,383		9,606,915	588,246	
	高知県	7,607,482	1,846,521	9,454,003	9,232,605	▲ 221,398	
40	福岡県	14,822,644	2,206,719	17,029,363	11,033,595	▲ 5,995,768	
40	<u>福岡宗</u> 佐賀県	7,777,622	1,256,757	9,034,379	6,283,785	▲ 2,750,594	▲ 35.2 ▲ 30.4
	<u>佐貝宗</u> 長崎県		1,763,904	12,929,913		▲ 4,110,393	
	技呵児 熊本県	11,166,009 10,288,504	2.197.763		8,819,520 10,988,815	▲ 4,110,393 ▲ 1,497,452	▲ 31.8 ▲ 12.0
				12,486,267 12,316,969			<u>▲ 12.0</u>
	大分県	10,425,639	1,891,330		9,456,650	▲ 2,860,319	
	宮城県	6,473,535	1,859,078		9,295,390	962,777	
40	鹿児島県	13,182,466	2,258,380	15,440,846	11,291,900	▲ 4,148,946	
	合計	449,667,190		540,647,655	453,974,495	▲ 86,673,160	▲ 16.0

[※]北海道は算出方法が異なるため除く。よって「④-③」の合計が合計列で不一致となる。

グ ル ー プ 構 成 市 ー 覧

区分	ģ.	第1グルー (第1論点)		第 2 グループ (第 2 論点)		
リーダー市	佪	松	市	和	歌 山	市
9-3-III	岐	阜	市	長	野	市
	郡	山	市	前	橋	市
	い	わ き	市	柏		市
	宇	都 宮	市	横	須 賀	市
	金	沢	市	豊	橋	市
参加市	豊	中	市	大	津	市
	姫	路	市	東	大 阪	市
	西	宮	市	奈	良	市
	高	知	市	大	分	市
	鹿	児 島	市			

構成市数	1 1市	1 0市
------	------	------